

1 引き続き42万円が支給

正常な出産は病気ではなく、健康保険でかかることはできませんが、健保組合から「出産育児一時金」*1 が支給されます。

出産育児一時金については2011年3月までの暫定措置として1児につき**420,000円***2（法定給付）が支給されていましたが、引き続き4月からも420,000円が支給されます。

また、当健保組合の独自の給付である「出産育児一時金付加金」*3 も、引き続き**36,000円**が支給されます。

出産時に支給される額

合計 **456,000円**

（出産育児一時金 420,000円 + 出産育児一時金付加金 36,000円）

- *1 被扶養者が出産したときに支給される「家族出産育児一時金」も含まれます。
- *2 在胎週数が22週未満での出産や、産科医療補償制度加算対象の出産でない場合、390,000円となります。
- *3 被扶養者が出産したときに支給される「家族出産育児一時金付加金」も含まれます。



2011年
4月から

出産育児一時金の 支給方法が変わりました

4月から出産育児一時金の支給方法が変わりました。
その概要をご説明いたします。

2 小規模な分娩施設での窓口負担が軽くなる 受取代理制度が始まりました

出産育児一時金は出産後の支給となるため、分娩施設の窓口で一時的に多額の費用を立て替え払いすることになりますが、この経済的負担を軽減する制度が取り入れられています。

4月から現行の「**直接支払制度**」のほか、分娩施設によっては「**受取代理制度**」が実施されるようになり、窓口で一度にお金を支払わなくてすむしくみが広がりました。

これらのしくみや手続きを知っておき、安心して出産を迎えましょう。

Q

正常な分娩でない帝王切開などにより、健康保険が適用された場合、出産育児一時金はどうなるのでしょうか？



A

その場合も、出産育児一時金は支給されます。窓口で健康保険の3割負担分を支払うことになりますが、この分に出産育児一時金があてられます。

なお、妊婦健診等で出産前に帝王切開などの高額な保険診療が必要とわかった場合、事前に健保組合へ「**限度額適用認定申請書**」を申請し、「**限度額適用認定証**」を会計時に提示すれば、**高額療養費制度**により、一般に窓口での負担は軽減されます。ぜひ、事前に申請してください。





利用する制度によって

出産育児一時金の手続き方法が変わります



分娩施設によって、直接支払制度か受取代理制度が実施されています。

出産を予定している人は、利用する制度によって、出産育児一時金の支給手続きが違ってきますので、どちらの制度を導入しているのか、出産予定の分娩施設に前もって確認しておきましょう。

※直接支払制度と受取代理制度の両方を実施している分娩施設もあります。

→ 直接支払制度の場合

主に大きな病院などで実施されます。

利用の際の
手続き

分娩施設

- 保険証を提示して受診します。
- 分娩施設との間で直接支払制度を利用する契約を交わします。

健保組合への
事前申請は
不要です

健保組合

支払機関

分娩施設

支払機関を通じ
直接分娩施設へ
出産育児一時金
(上限 420,000
円まで) が支払
われます。

出産育児一時金
付加金、差額分
は自動払いのため、
健保組合への
申請は不要です

直接支払制度を利用した場合、出産育児一時金（上限 420,000 円まで）は分娩施設に直接支払われるため、被保険者等には支払われません。ただし、出産費が 420,000 円に満たなかった場合の差額と出産育児一時金付加金（36,000 円）は、後日、被保険者等に支払われます。

→ 受取代理制度の場合

主に診療所や助産所など、小規模な分娩施設で実施されます。

利用の際の
手続き

分娩施設

- ①「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」に必要事項を記入し、分娩施設から「証明欄」に証明を受けてください。

健保組合

- ② 健保組合へ出産前（出産予定日まで 2 カ月以内）に「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」を提出します。

健保組合へ
事前に申請
します！

健保組合

分娩施設

分娩施設を受取代理人と定め、出産育児一時金（出産育児一時金付加金を含む）が支払われます。

受取代理制度を利用した場合、出産育児一時金と出産育児一時金付加金（合計 456,000 円）は分娩施設に直接支払われるため、被保険者等には支払われません。ただし、出産費が 456,000 円に満たなかった場合は、後日、差額が被保険者等に支払われます。

なお、産科医療補償制度に加入していない分娩施設の場合は、出産育児一時金（390,000 円）と付加金の合計は 426,000 円となります。資格喪失後の出産は、付加金（36,000 円）はありません。

→ 上記の制度を利用しない場合

（出産する人が選択できます）

利用の際の
手続き

1

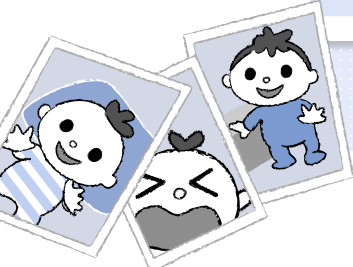
いったん、分娩施設の窓口で出産費を全額支払います。

→

2

後日、健保組合に出産育児一時金と出産育児一時金付加金を「出産育児一時金請求書」で請求します。

上記の制度を利用しなかった場合は、後日、出産育児一時金と出産育児一時金付加金（上限 456,000 円）が被保険者等に支払われます。



※申請書等は、健保ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

アクセス方法 [トップページ](#) ⇨ [各種届出・申請書](#)